

# 小児医療費助成制度

## 9月から医療費の無償化を18歳まで拡大!

養育者の所得に関わらず、平成17年4月2日～平成20年4月1日  
生まれの方が新たに対象になります。

新たに助成対象となる方は申請が必要です。対象の方には6月下旬  
ごろ通知を送りますので、詳しくはそちらをご覧ください。



問 子育て支援課 子ども福祉班  
☎(内線)3364

町ホームページ  
「小児医療費の助成」



## 「子育て世帯生活支援特別給付金」のお知らせ

問 子育て支援課 子ども福祉班 ☎(内線)3365

物価高騰の影響を受けている子育て世帯の方を支援するため、国の交付金を  
活用して給付金を支給します。支給方法など、詳しくは町ホームページをご  
覧ください。

●対象 平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生まれ  
た児童がいる、令和5年度住民税(均等割)が非課税、  
または同様の事情にあると認められる世帯

●支給額 児童1人当たり50,000円

町ホームページ

「低所得の子育て世帯に対する子育て  
世帯生活支援特別給付金のお知らせ」



### 次の世帯は申請不要です

- 昨年度にこの給付金を受給した世帯に  
は、5月31日(水)に給付金を支給してい  
ます。
- 3月分の児童扶養手当を受給した世帯に  
は、5月24日(水)に県から給付金が振り  
込まれています。

## 母子・父子家庭などのための給付と助成

問 福祉支援課 地域福祉班  
☎(内線)3353

### 母子・父子家庭等福祉手当

6月30日(金)までに、申請手続きをしてください。  
申請には、担当の民生委員・児童委員の署名が必要となります。

●対象 次の要件を全て満たす方

- 配偶者と死別または婚姻を解消、あるいは配偶者の生死が明らか  
でない
- 義務教育修了前(中学校卒業前)の児童・生徒と同居し扶養している
- 4月1日現在、母子または父子として町内に1年以上在住している
- 所得が一定限度額以下

※内縁の夫または妻がいるなど、事実上婚姻関係と同様の事情にある方は対象と  
なりません。

※父母に代わり児童を養育している祖父または祖母も対象となります。

●給付額 1世帯当たり年額10,000円  
(扶養する児童が2人以上いる  
場合、2人目以降は5,000円)  
ずつ加算されます。

町ホームページ  
「母子・父子家庭等  
福祉手当の支給」



### 母子・父子家庭生活援助費

義務教育修了前の児童・生徒と同居かつ  
養育している方で、あいかわ福祉サー  
ビス協会のホームヘルプサービスを利用した  
方に、利用料金を助成します。

●助成額 1時間当たり700円  
(1カ月当たり20時間、)  
14,000円が上限

●申請方法 利用を受けた月の翌月末ま  
でに、生活援助費助成請求  
書により請求してください。

町ホームページ  
「母子・父子家庭  
生活援助」



# 高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」 1年券の購入費を半額助成します

問 高齢介護課 長寿いきがい班  
☎(内線)3338

●対象 年度内に70歳以上になる、令和5年1月1日以前から町に住民登録されている、町税を完納している方

●対象の「かなちゃん手形」

券種	神奈中での販売予定期間	有効期間
1年券	6月21日～8月31日	購入日～令和6年6月30日
	9月10日～11月30日	購入日～令和6年9月30日

●助成額 購入費10,800円のうち5,400円を助成

●申請方法 助成券を交付します。11月30日(木)までに、高齢介護課で申請手続きをしてください。

●購入方法 交付された助成券などをお持ちの上、神奈川中央交通の各営業所などで「かなちゃん手形」を購入してください。



町ホームページ  
高齢者バス割引乗車券  
「かなちゃん手形(1年券)」の購入費助成事業



購入には助成券が必要です。  
事前に申請してください。

## 神奈川中央交通が 出張販売を行います

●日時 6月21日(水)～23日(金)  
午前9時30分～午後3時

●場所 文化会館3階 大会議室

●注意事項 必ず対象者ご本人がお越しください。  
6月券が対象です。

●持ち物

- 自己負担金 5,400円
- 1年以内に撮影した顔写真1枚  
(2.5cm四方の枠内に顔が収まっているもの)
- 年齢が分かる書類(保険証など)
- 助成券

# 結婚後50年または60年を迎えたご夫妻へ お祝いの品(フラワーアレンジメント)をお贈りします

問 高齢介護課 長寿いきがい班  
☎(内線)3338

●対象 令和5年3月15日以前から町に住民登録されている、次に該当する方

♥結婚後50年を迎えたご夫妻

昭和47年9月16日～昭和48年9月15日に結婚したご夫妻

♥結婚後60年を迎えたご夫妻

昭和37年9月16日～昭和38年9月15日に結婚したご夫妻

♥結婚後50年、60年を経過し、  
まだお祝いの品を受けていないご夫妻

※入籍日からの経過年数となります。

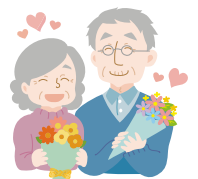
●申請方法

次のものをお持ちの上、  
高齢介護課へ

- 申請書(高齢介護課にあります)
- 戸籍謄本などの、入籍日が確認できる書類  
(町内に本籍がある方は不要)

●申請期限 7月31日(月)

●贈呈時期 敬老月間の9月中を予定



## 農福連携で乾燥野菜が完成!

問 福祉支援課 障害福祉班 ☎(内線)3352

町内の「わんぱく自然農園たむそん」で収穫された規格外野菜などを活用した乾燥野菜が完成しました。

この商品は「ありんこ作業所」に通う障がい者の皆さんが細断、乾燥から袋詰めまでの作業を行ったもので、町福祉センターの売店「ふれあいショップ希望」などで販売されています。



完成した乾燥野菜



小野澤町長と「わんぱく自然農園たむそん」の田村さん、「ありんこ作業所」の関根所長、同所の皆さん

## 両向造林組合の皆さんが 「無花粉スギ」を植栽

問 農政課 農政班 ☎(内線)3532

5月21日、両向造林組合(菊地原 孝組合長)の皆さんが、半原地内の町有林で、「無花粉スギ」の苗木の植え付けを行いました。同組合ではこれまでに約0.63ヘクタール、約1,800本の植栽を実施。この日は、約30人の組合員の皆さんが約300本の

苗木を植え付けるとともに、シカによる食害を防ぐために、土壌に自然分解する素材で作られたシェルターを設置しました。



「無花粉スギ」の苗木

植栽する小野澤町長